碧南市三世代住宅建設等促進補助金

＜定義＞

- **子**　子世帯の世帯主又はその配偶者
- **子世帯**　子と**１８歳以下の子ども**が同居している世帯
- **親**　子の父母又は祖父母
- **親世帯**　親を構成員とする世帯
- **三世代同居**　親世帯及び子世帯が**市内の同一棟**の住宅（分譲マンションは同一住戸）の新築、リフォーム又は購入に伴い住むこと
- **三世代移住同居**　市外からの転入による三世代同居
- **三世代近居**　**市外に住所**を有する親世帯又は子世帯（子のみ含む）が住宅の新築又は購入伴い**市内に転入**し、親世帯及び子世帯で別々の住宅で住むこと
- **リフォーム**　三世代同居のために行う住宅等の工事で、次のいずれか
 - ・調理室、浴室、便所及び玄関のうち**２以上の増設又は改修工事**
 - ・既存の住宅等の同一棟の増築又は一部の改築を行う工事（**１０㎡超**に限る。）

＜申請共通条件＞

□　三世代同居・近居補助申請日時点で子世帯が**１８歳以下の子ども**と同居している

□　工事完了後（分譲住宅は契約後）**１年以内**に三世代同居・近居を開始し、交付申請書を提出すること

□　三世代同居・近居を開始してから継続して **３年間以上**三世代同居・近居をすること

□　居住の用に供する部分の床面積が**５０㎡以上**であること

□　補助対象の工事費・購入費が**１００万円以上**であること

□　申請者が所有する住宅である

□　補助対象住宅は、賃貸住宅でないこと

□　購入の場合、申請者とその配偶者の三親等内の血族が所有する住宅でないこと

□　申請者は市税を完納している

□　親世帯・子世帯全員が暴力団員でない

□　建築基準法その他の法令に基づき適正に建築された住宅などである

＜三世代同居（新築・購入［４０万円］・リフォーム［２０万円］個別条件＞

□

三世代が同居するために住宅の新築、購入又はリフォームすること（中古住宅も対象）

＜三世代移住同居（新築・購入［６０万円］・リフォーム［３０万円］個別条件＞

□　親世帯又は子世帯（子のみ含む）のいずれかが補助対象住宅の**取得日**の**前１年以上継続して市外で**居住し、かつ、補助対象住宅の新築又は取得に伴い**市内に転入**すること

＜三世代近居（新築・購入［１０万円］）個別条件＞

□　**新たに**三世代が近居するために住宅の新築又は購入すること（中古住宅も対象）

□　親世帯又は子世帯（子のみ含む）のいずれかが補助対象住宅の**取得日**の**前１年以上継続して市外で**居住し、かつ、補助対象住宅の新築又は取得に伴い**市内に転入**すること

必要書類

1 □　交付申請書（様式第１号）、請求書
　　※市ＨＰ又は建築課窓口

2 □　子と親の関係を証明できる戸籍謄本等
　　子世帯と親世帯の「戸籍全部事項証明書（謄本）」

3 □　三世代同居又は三世代近居に係る住所及び補助対象建物の取得日前１年間の住所が確認できる親世帯及び子世帯全員の「住民票の写し」、「戸籍の附票」等
　　①新たに三世代同居又は三世代近居している住所が確認できるもの
　　子世帯と親世帯両方の「住民票の写し」（世帯全員、本籍不要、続柄必要、個人番号不要）
　　②過去１年間の住所が確認できるもの
　　申請者世帯の「戸籍の附票（全部）」

4 □　申請者の市税の完納を証する書類「完納証明書」

5 □　補助対象建物の「登記事項証明書」

6 □　新築等に係る「工事請負契約書」又は「売買契約書」の写し
　　※変更契約した場合は変更契約書の写しも提出してください。

7 □　補助対象建物の「検査済証」の写し
　　※リフォームの設備改修のみの場合は不要

8 □　補助対象経費の内訳が分かる書類及び支払に係る領収書等の写し

9 □　付近見取図（補助対象建物の位置が分かる地図）
　　WEBの地図や都市計画課の1/2500の白図に印など

10 □　補助対象建物の写真及び図面
　　※補助対象建物を特定できる遠景写真１枚
　　※リフォームの場合は、当該リフォームを行ったことが確認できる写真と図面
　　※図面は、配置図、各階平面図、工事図面

11 □　その他市長が必要と認める書類